# 道賢上人冥途記』・『日蔵夢記』 備考 (続)

9

醍醐天皇崩御前後・醍醐寺・僧貞崇~両書が「隠した」もの

竹 居 明 男

はじめに

る記述に端を発して、史実としての ( 一 ) 醍醐天皇崩御直前ならびに追善の仏事、(二 ) 醍醐天皇追善の場としての 背景について、関連する史実を集成・提示するとともに、若干の考察をめぐらそうとするものである。 違等をめぐって 醍醐寺、(三)真言僧貞崇の事績、 さらに別の角度から『道賢上人冥途記』・『日蔵夢記』両書(以下、それぞれ『冥途記』・『夢記』と略称する)の制作 本稿は、拙稿「『道賢上人冥途記』・『日蔵夢記』備考 とりわけ本稿では、右拙稿にて言及した「第四親王」( = 醍醐天皇第四皇子重明親王。『夢記』のみに所見) に関す 」(日蔵夢記研究会編『日蔵夢記研究大成』所収、平成十四年九月入稿済み) と同趣旨のもと、 の三点を可能な限り明らかにした上で、『冥途記』・『夢記』の内容との関連につい 史実との関係、ならびに登場人物、全体構成、表現の相

て

結論を先取りして言うなら

、両書は、それらの史実をむしろ「無視」ないし「隠蔽」した述作ではないか

道賢上人冥途記』・『日蔵夢記』 備考 (続)

1

ということを問題提起し、 両書の成立背景究明の一つの手掛かりにしたいと思う。

天・帝釈天 なお本稿は、平成十四年七月二十日開催の日本宗教民俗学研究会における、今堀太逸氏の口頭報告「天満天神と梵 鎮国と衆生守護 」ならびに配布資料に示唆を得たものであることを明記するとともに、本稿と右

# (一) 醍醐天皇崩御直前ならびに追善の仏事

拙稿との併読を切望する次第である。

じられていた事実が看取されるが (拙稿「怨霊の幻影」、『日本思想史学』第一九号掲載、昭和六十二年九月)、一方 項は、参考事項 (出典は省略) または区切となるべき事項であることを示し、「史料」は『大日本史料』の略である 年間 (九三八~四七) までに限って、その実態を管見の限り集成・提示しておくことにしたい。なお、●を付した事 てみると、まことに懇ろな同天皇追善の仏事が行なわれていることが知られるのである。ここでは、まず、一応天慶 の醍醐天皇についても、例の宮中清涼殿落雷を契機とする病臥から崩御、そして、それより後の史実を丹念にたどっ ない時期において、藤原時平周辺の一族においても、道真の怨霊への対策が を、むしろ醍醐天皇とその臣下たちに帰して、地獄の苦しみを味わわせている点であろう。もとより、道真歿後間も 冥途記』:『夢記』に共通する内容上の特徴の一つは、通常藤原時平一派の陰謀と目されている菅原道真左遷の罪 表面化こそしていないものの 講

# ●延長八年 (九三〇) 六月二十六日、宮中清涼殿落雷

同年六月二十九日、御不予により、僧貞崇を召して読経させる。〔古今著聞集、花鳥余情 (拠吏部王記)、元亨釈 書。史料一ノ六、二六四~五頁。なお古今著聞集では、貞崇が「念仏」していたところに、「大般若の御読

経」をつとめるよう「稲荷の神」が託宣したとの文脈になっているが、今は史料の綱文に従がった)

同年七月二十一日、天台阿闍梨五人を請い、常寧殿に五壇法を修する (七月二日、天皇は清涼殿から常寧殿に移御 している)。また、御不予により、延暦寺において白檀五大尊像を造りはじめる。[日本紀略、扶桑略記。 史

同年八月九日、御不予により、度者五百人を定めらる。ついで十九日には、度者一千人を給する。〔扶桑略記、 料一ノ六、二七一~二頁〕

同年八月十一日、御不予により、諸社奉幣使を定める。〔扶桑略記、政事要略。史料一ノ六、二七三頁〕

本紀略。史料一ノ六、二七三頁〕

同年八月十九日、大和信貴山寺の僧命蓮を召して、聖体を加持せしむ。〔信貴山縁起巻中、山槐記長寛三年六月二

十八日条。史料一ノ六、二七五~七頁〕

同年八月二十一日、御不予により、僧二十三人を請じて、今日より七日間、御修法を行なう。〔扶桑略記。 ノ六、二七七頁 史料

同年八月二十五日、御不予により、右大臣藤原定方、延暦寺において金剛般若経百巻を読誦せしむ。〔日本紀略。 史料ーノ六、二七七頁〕

同年八月是月、上野太守重明親王、 御悩平癒を長谷寺観音に祈り、白檀観音像を造り始める。〔吏部王記逸文 (花

『道賢上人冥途記』・『日蔵夢記』備考(続)

日

道賢上人冥途記』・『日蔵夢記』 備考 (続)

鳥余情所引)。史料一ノ六、二七八頁)

同年九月二十一日、権律師会理、僧二十一口を請い、七日間、広隆寺において孔雀経法を修して御悩平癒を祈る。

〔東寺長者補任 (吏部王記も引く)。史料一ノ六、二八一~二頁〕

●同年九月二十二日、麗景殿において譲位する。

同年九月二十九日、御不予により、天下に大赦し、七箇寺において諷誦を修する。(日本紀略、吏部王記逸文 (醍

●同年九月二十九日、太政天皇、尊意を戒師として出家。ついで右近衛府大将曹司において崩御。〔史料一ノ六、三 醐寺雑事記所引)、同日付詔書 (政事要略所引)。史料一ノ六、三一四頁)

同年十月十日、深夜に、醍醐天皇を宇治郡小野郷後山科山陵 る。葬列には僧四十口が同行し、諸寺の念仏僧が路傍に仕送した。 六頁以下] 醍醐寺の北、笠取山の西、 また宇多院の命で、山陵においても醍醐 小野寺の下 に葬

4

~七〇頁 勧修寺の僧が念仏する。〔日本紀略、扶桑略記、吏部王記逸文 (西宮記所引) ほか。史料一ノ六、三五九

同年十月十二日、醍醐天皇の後山科山陵に卒塔婆三基を立てる。〔吏部王記逸文 (西宮記所引)。 史料一ノ六、三六 〇頁

同年十月十二日、醍醐天皇のために、二七日の諷誦を修すること、初七日のごとし。〔吏部王記逸文 ( 醍醐寺雑事

同年十月十八日、宇多院の命により、醍醐天皇のために、朱雀院に候する念仏僧のうち醍醐・勧修両寺の僧に念仏

記所引)。史料一ノ六、三七〇頁)

史料一ノ六、三七二頁 を奉仕せしめる。また両寺の沙弥二人を山陵辺の庵に居住せしめる。〔吏部王記逸文(醍醐寺雑事記所引)。

同年十月二十五日、宇多院、夢想により、醍醐天皇の「抜苦得道」のため、七箇寺 ( 天台東塔・西塔、 醍醐・勧修寺、小野寺)に諷誦を修せしめる。〔吏部王記逸文(醍醐寺雑事記所引)。史料一ノ六、三七四~

7

同年十一月十五日、中宮穏子、醍醐天皇七七忌にあたり、白銀阿弥陀仏像、 法会を醍醐寺に修する。七僧は尊意・貞崇・基継・仁照・基増・済春・延賀の天台・真言僧が勤める。〔吏 紺紙金泥・水晶軸の法華経を造写し、

同年十二月九日、醍醐天皇の国忌を西寺に置く。〔日本紀略、東宝記。史料一ノ六、三八九~九一頁〕 部王記逸文 (醍醐寺雑事記所引)、尊意贈僧正伝ほか。史料一ノ六、三 七七~八頁)

承平元年 ( 九三一 ) 五月七日、遺詔により、醍醐寺定額僧十口の僧供料として、近江国の正税をもって、永く白米 毎日四斗六升を宛てる。〔同日付太政官符 ( 慶延記所収 )、 吏部王記逸文本年六月二十四日条 ( 醍醐寺雑事記

所引)。史料一ノ六、四四四~五頁)

同年六月三日、遺詔をうけた醍醐寺座主貞崇の上奏により、醍醐寺に年分度者二人を置き、一人は三論宗、一人は 真言宗を学ばせる。(同日付太政官符・本年七月二十一日付僧綱牒 (醍醐寺要書所収) ほか。史料一ノ六、

同年七月十四日、 引)、左経記長元元年七月五日条。史料一ノ六、四九二頁) 重明親王、 醍醐天皇のために盆供三十口を醍醐寺に寄せる。〔吏部王記逸文 (醍醐寺雑事記所

四五四~六頁

『道賢上人冥途記』・『日蔵夢記』備考(続)

## 『道賢上人冥途記』・『日蔵夢記』備考(続)

同年九月十六日、中宮穏子、天台西塔院において、 醍醐天皇の周忌法会を修する。〔日本紀略、 貞信公記抄。 史料

一ノ六、五七四頁。 史料の綱文を私に改めた〕

同年九月二十四日、朱雀天皇、醍醐天皇周忌のために、 経・阿弥陀経等を本堂 (釈迦堂) に安置し、御斎会を修する。 (日本紀略、吏部王記逸文 (醍醐寺雑事記所 醍醐寺に金彩阿弥陀仏、観音・大勢至菩薩、及び金字法華

引) ほか。史料一ノ六、五七五~七頁]

同年九月二十九日、醍醐天皇国忌を醍醐寺に修する。( 吏部王記逸文 ( 醍醐寺雑事記所引 ) ほか。 史料一ノ六、五

七七一八〇頁

承平二年 (九三二) 九月十六日、天台西塔院釈迦堂において、醍醐天皇周忌法会があり、尊意が講師を勤める。

〔尊意贈僧正伝 (史料一ノ七、六九三頁)〕

書で、「去年御斎会法花之余」であった。〔吏部王記逸文(醍醐寺雑事記所引)。史料一ノ六、六五八~九頁)

同年九月二十八日、皇太后穏子、醍醐天皇のために、醍醐寺において新写四巻経を供養する。料紙は醍醐天皇の手

同年九月二十九日、醍醐天皇国忌。醍醐寺において諷誦を修する。( 吏部王記逸文 ( 醍醐寺雑事記所引)。 史料一ノ

六、六五九頁)

承平四年 (九三四) 七月十三日、後山階陵の陵戸及び徭丁を醍醐寺に寄進する。〔同日付宣旨 (慶延記所収)。史料

一ノ六、七九七頁)

承平六年 (九三六) 九月二十九日、 醍醐天皇国忌。〔西宮記。 史料一ノ七、四九頁)

天慶元年(九三八)九月二十九日、醍醐天皇国忌。〔本朝世紀。史料一ノ七、二八三頁〕

6

天慶二年(九三九)九月二十九日、 醍醐天皇国忌。〔本朝世紀。 史料一ノ七、四九八頁)

天慶四年 (九四一) 九月二十九日、 醍醐天皇国忌。〔本朝世紀、西宮記。史料一ノ八、二〇~一頁〕

天慶五年 (九四二) 九月二十九日、醍醐天皇国忌。〔西宮記。史料一ノ八、一五九頁〕

天慶八年(九四五)九月二十九日、醍醐天皇国忌。〔本朝世紀。史料一ノ八、五一一頁〕

天慶年中(九三八~四七)、大法師定助、故醍醐天皇の「倍増法楽」のために醍醐寺に東院を建立する。〔安和二年 八月十七日付僧綱牒及び天禄二年二月十九日付太政官牒 ( 醍醐寺要書所収 )。史料一ノ八、六一〇~一二

頁、同一ノ一三、三〇八~九頁〕

約三か月間の、醍醐天皇不予対策の仏事を日付順に整理・要約すると ( 右の年表においては、要約した記述内容を、 さて、以上の史実のうち、まず延長八年六月二十六日の宮中清涼殿落雷事件から同年九月二十九日の崩御に至る、

7

真言僧貞崇による念仏 (読経)(於、宮中清涼殿)

以下には詳細に記した箇所がある)

- 2 天台阿闍梨五人による五壇法 ( 於、宮中常寧殿
- 3 白檀五大尊造像 (於、延暦寺)
- 4 信貴山寺住僧命蓮による加持(於、 度者一千人の給 御前=宮中常寧殿か)

5

6

道賢上人冥途記』・『日蔵夢記』 備考 (続)

僧侶二十三人による七箇日御修法

- 7. 金剛般若経百巻読経 (於、延暦寺。右大臣藤原定方の指示)
- 8 上野太守重明親王による病気平癒祈願、 白檀観音造像、鏡一面・灯明十万奉納 ( 於、長谷寺 )
- 9. 真言僧会理及び僧侶二十一人による七箇日孔雀経法 (於、広隆寺)
- 10. 諷誦 (於、七寺)
- 11. 天台僧尊意を戒師としての出家
- 絵巻』巻中の詞書に「えむきのみかと、こなう、おもくわつらはせたまひて、さま~~のおほむいのりとも、 のようになり、天台・真言両宗その他にわたり、かつはまた種々の仏事が行なわれた実態は、 かの国宝『信貴山縁起 みすほ
- う、みと経なと、よろつにせらるれと」云々と見える記述が、決して過言ではなかったことが確認されよう ( このう ち4については、他の関連史実ともども前掲別稿「『道賢上人冥途記』・『日蔵夢記』覚書」参照)。
- 方つづいて、醍醐天皇崩御、ならびにそれ以後の追善仏事を、やはり日付ないしは年代順に見て行くと、
- 継僧都が呪願を勤める)。路傍における、諸寺の念仏僧の仕送。さらに山陵における醍醐・勧修両寺の僧 ( 済高 山陵 (後山科陵。 後山階陵とも) への葬送に際しての、僧四十口の同行 (天台西塔院主仁照が導師を、 また基

12

- ・仁皎・元方・壱定ほか約二十名) の念仏奉仕 (宇多院の命)
- 13. 山陵 (後山科陵) における卒塔婆三基起立
- 4. 初七日・二七日における諷誦
- 15 醍醐 勧修両寺僧による念仏奉仕、 及び両寺の沙弥二人の山陵近辺居住 (宇多院の命)
- 16 七箇寺 (天台東塔・西塔、東・西寺、醍醐寺・勧修寺・小野寺) における諷誦 (宇多院の命)

- 17 醍醐寺における七七日法会 (中宮穏子主催。 七僧は尊意・貞崇・基継・仁照・基増・済春・延賀が勤める)
- 18. 国忌設置 (於、西寺)
- 19. 醍醐寺僧供料として近江国正税充当 (遺詔による)
- 20. 醍醐寺に年分度者二人設置 (遺詔に基づき、貞崇が上奏)
- 21. 重明親王の、醍醐寺への盆供奉送
- 22. 延暦寺西塔院における一周忌法会 (中宮穏子主催)
- 23. 醍醐寺における一周忌御斎会 (朱雀天皇主催)
- 4.醍醐寺における国忌 (少なくとも承平元・二年の二度)
- 25. 延暦寺西塔院における周忌法会 (講師は尊意)

醍醐寺における新写四巻経供養(皇太后穏子)

- のごとくであり、例えば17の七僧が、
- 天台僧.....尊意・仁照・基増
- 真言僧.....貞崇
- 南都僧....基継(興福寺)
- 未詳.....済春・延賀(延喜二十二年〔九二二〕十月の醍醐寺上座に就任ほか若干の事績については後述)
- 編『僧歴綜覧』による)、醍醐天皇ゆかりの人物たち ( 父の宇多院、中宮・皇太后の穏子、第四皇子重明親王、 で構成されている点に象徴的に示されているように(角田文衞監修『平安時代史事典』ならびに平林盛得・小池一行

『道賢上人冥途記』・『日蔵夢記』 備考 ( 続 )

## |道賢上人冥途記』・『日蔵夢記』 備考 ( 続 )

ということにはならないであろうか。 の史実を、『冥途記』・『夢記』は、その理由・意図は今のところ定かではないが、事実上は無視ないし隠蔽している 抜苦得道」に行なわれたことが史料 (『吏部王記』逸文) に明記されていることは、まことに重要で、こうした一連 ことも看取される。中でも16は、醍醐天皇崩御間もない時点で、宇多院が「夢想」により、「 奉為先帝 ( = 醍醐 ) 御 なわれたことが確認できるとともに、七七 (四十九) 日以降は、仏事の場として急速に醍醐寺の比重が高まっていく 一皇子朱雀天皇、及び貞崇、 尊意)によって、やはり天台・真言を中心とした諸宗による、懇ろな追善仏事の類が行

ついても、同様な点が指摘できるのである。以下、それぞれを項に分けて検討していこう。 この点は、実は、それだけにはとどまらない。ここで浮かび上がってきた醍醐寺の造営過程、及び僧貞崇の役割に

# (二) 醍醐天皇追善の場としての醍醐寺

Ιţ 料』から関係事項を検索して、より詳細を期したものである。 五巻 (平成九年十一月) 収載の「醍醐寺及聖宝・観賢・会理略年表」の記載に多くを拠りながら、改めて『大日本史 う。なお、以下の年表風記述は、主として丸尾彰三郎ほか編『日本彫刻史基礎資料集成・平安時代・重要作品篇』第 まず、この項では、天禄年間 ( 九七○~七三 ) 頃までの醍醐寺の創建・造営過程を可能な限り詳細にたどり ( 一部 前項で掲げた事項と重複することを諒とされたい)、醍醐天皇追善の場としての醍醐寺の様相を確認したいと思

貞観末」 年(元慶元年。 八七七)、聖宝、笠取山に登って庵居を結成し、 尊像を安置する。〔延喜十三年十月二十

五日付太政官符 ( 醍醐寺要書所収 )〕

延喜七年 (九〇七) 六月二日、醍醐寺を御願所とし、この日、聖宝、 醍醐・成願両寺を延敒の処分に任せる。〔聖

宝僧正伝、同日付聖宝処分状ほか。史料一ノ三、八八五~九九頁。同一ノ四、七〇~四頁)

同年、 聖宝、勅を奉じて御願仏像のことを奉行する。〔延喜十三年十月二十五日付太政官符 (醍醐寺要書所収) ほ

か。史料一ノ三、八八五~九九頁〕

延喜九年(九〇九)七月六日、醍醐寺開山聖宝寂する。〔日本紀略ほか。史料一ノ四、五五頁以下〕

観賢、 勅を奉じて御願造作仏堂のことに預かる。〔延喜十三年十月二十五日付太政官符 (醍醐寺要書所

以

延喜十三年(九一三)十月二十五日、これより以前、山上の新堂雙宇(薬師堂・五大堂)及び安置仏像成り、この 観賢の上奏により、醍醐寺を定額寺に列する。〔同日付太政官符・延喜十四年正月二十一日付僧綱牒

( 醍醐寺要書所収 )。史料一ノ四、五五二~五頁〕

延喜十四年(九一四)是歳、統正王、尾張国安食荘を醍醐寺修理料に施入する。〔康治二年八月十九日付官宣旨

(三宝院文書)ほか。史料一ノ四、六九一~二頁)

延喜十九年 ( 九一九 ) 四月五日、寺家の申請により、醍醐寺下宿院造作工矢田部良基を同所大工となす。 ( 醍醐寺

要書。史料一ノ五、一八〇頁〕

同年九月十七日、観賢の奏状により、 醍醐寺に座主、三綱、 定額僧六人を置くことを定め、 観賢を座主に補す。

『道賢上人冥途記』・『日蔵夢記』 備考 ( 続 )

『道賢上人冥途記』・『日蔵夢記』 備考 ( 続 )

〔同日付太政官牒 (醍醐寺要書所収) ほか。史料一ノ五、一三七~九頁〕

延喜二十二年 ( 九二二) 十月十五日、観喜の死欠により、延賀が醍醐寺上座となる。〔醍醐寺三綱次第。史料一ノ

五、四〇三頁)

同年、 醍醐寺鎮守清滝社に五位を授ける。〔慶延記。史料一ノ五、三九九~四〇〇頁〕

延長三年(九二五)六月十一日、初代醍醐寺座主観賢寂する。〔日本紀略ほか。史料一ノ五、六八一頁以下〕

同年七月二十七日、権律師延敒を、醍醐寺座主に補任する。〔貞信公記抄、東寺長者補任。史料一ノ五、七三七頁〕

延長四年(九二六)十二月二十八日、下醍醐新堂(釈迦堂)釈迦仏及び四天王像を開眼する。ただし二菩薩は、眉

間の玉未造につき開眼しなかった。〔醍醐寺初度具書、慶延記。史料一ノ五、八七六~九頁〕

12

延長六年 (九二八) 正月六日、醍醐天皇、左大臣忠平に命じて、「醍醐寺延性法師・貞崇法師」を内供奉十禅師と なす。(醍醐天皇御記逸文 (慶延記所収))

同年十二月二十八日、延性を、醍醐寺座主に補任する。〔醍醐寺新要録ほか〕

せる。うち灯油料八合は、五大堂二合、薬師堂三合、釈迦堂三合宛とし、仏供料白米一合は五大堂二升、薬

延長七年(九二九)五月二十六日、醍醐寺諸堂の仏供料及び灯油料を定め、大和・近江の正税をもって充て行なわ

師堂四升、釈迦堂四升宛とする。〔同日付官宣旨・太政官符 ( 醍醐寺要書所収 )。 史料一ノ六、一六九~七〇

同年六月九日、醍醐寺上下両御堂の仏器の有無を勘申させる。〔醍醐寺要書。 史料ーノ六、一七一頁〕

同年六月二十四日、散位藤原有相をして、醍醐寺造作のことを行なわせる。〔醍醐寺要書。史料一ノ六、一七一~

#### 三

同年八月二十五日、近江国をして醍醐寺仏供料の白米精代を加納させる。[ 醍醐寺要書。史料一ノ六、一九七頁]

同年十月二十八日、醍醐寺座主延性寂する。〔醍醐寺座主次第ほか。史料一ノ六、二一一~二頁〕

延長八年(九三〇)二月二日、貞崇を、醍醐寺座主に補任する。〔東寺長者補任 (天慶七年条) ほか。

なお東寺長

同年二月六日 | 民部少允小野清茂をして醍醐寺を修造させる。 ( 醍醐寺要書。 史料一ノ六、二三一頁 )

者補任 (天慶元年条) に、同年二月十二日に醍醐寺座主補任とするのは誤りか)

同年九月二十九日、醍醐上皇、崩御

同年十月十日、深夜に、醍醐天皇を宇治郡小野郷後山科山陵 る。諸寺の念仏僧が路傍に仕送し、また宇多院の命で、山陵においても醍醐・勧修寺の僧が念仏する。〔日 醍醐寺の北、 笠取山の西、 小野寺の下 に葬

13

同年十月十八日、宇多院の命により、醍醐天皇のために、朱雀院に候する念仏僧のうち醍醐・勧修両寺の僧に念仏

本紀略、扶桑略記、吏部王記逸文 (西宮記所引) ほか。史料一ノ六、三五九~七〇頁)

を奉仕せしめる。また両寺の沙弥二人を山陵辺の庵に居住せしめる。〔吏部王記逸文〔醍醐寺雑事記所引〕。

史料一ノ六、三七二頁〕

同年十月二十五日、宇多院、夢想により、醍醐天皇の「抜苦得道」のため、 醍醐・勧修寺、小野寺)に諷誦を修する。〔吏部王記逸文 (醍醐寺雑事記所引)。史料一ノ六、三七四~五 七箇寺 (天台東塔・西塔、

頁

同年十一月十五日、中宮穏子、醍醐天皇七七忌にあたり、白銀阿弥陀仏像、 紺紙金泥・水晶軸の法華経を造写し、

道賢上人冥途記』・『日蔵夢記』 備考 (続)

法会を醍醐寺に修する。〔吏部王記逸文(醍醐寺雑事記所引)、尊意贈僧正伝ほか。 史料一ノ六、三七七~八

承平元年 (九三一) 三月十八日、「醍醐僧供年分等事」を定める。〔貞信公記抄。史料一ノ六、四二八頁〕

同年四月二十日、代明親王、醍醐寺の図、及び鐘の支度を右衛門尉藤原成国に提出させる。( 吏部王記逸文 ( 醍醐

寺雑事記所引)]

同年五月七日、遺詔により、 醍醐寺定額僧十口の僧供料として、近江国の正税をもって、永く白米毎日四斗六升を

宛てる。〔同日付太政官符 ( 慶延記所収 )、吏部王記逸文本年六月二十四日条 ( 醍醐寺雑事記所引 )。史料一 ノ六、四四四~五頁:

同年五月七日、東安尼寺をもって醍醐寺別院となす。〔同日付太政官符 ( 慶延記所収 )。史料一ノ六、四四三~四

14

同年五月十日、これより先、下醍醐伽藍鋳鐘の用銭二十三万余を親王及び源氏より募ることとなり、この日、 尹重明親王、料銭一万を醍醐寺に送る。〔吏部王記逸文本年四月二十日・五月十日条(醍醐寺雑事記所引)。 弾正

同年五月二十日、醍醐寺の造立が停滞するにより、木工寮をして醍醐寺を造らせる。( 貞信公記抄、 吏部王記逸文

史料一ノ六、四四六頁。なお同一ノ五、八七九頁参照)

本年六月二十四日条 ( 醍醐寺雑事記所引 )。 史料一ノ六、四四七頁)

同年六月三日、遺詔をうけた醍醐寺座主貞崇の上奏により、醍醐寺に年分度者二人を置き、一人は三論宗、 一人は

真言宗を学ばせる。〔同日付太政官符・本年七月二十一日付僧綱牒 (醍醐寺要書所収) ほか。史料一ノ六、

#### 万几~ 六

同年六月九日、醍醐天皇の詔で作図し、堂宇房廊の数を定められたのに基づいて、材木等を採進すべきの由の官符 を諸国に下す。〔吏部王記逸文 ( 醍醐寺雑事記所引)〕

同年六月二十四日、右大臣藤原定方、醍醐天皇周忌期日がせまるも、醍醐寺「造構」のこと成らざることを伝え る。(吏部王記逸文 (醍醐寺雑事記所引))

同年七月十四日、 引)、左経記長元元年七月五日条。史料一ノ六、四九二頁) 重明親王、醍醐天皇のために盆供三十口を醍醐寺に寄せる。( 吏部王記逸文 ( 醍醐寺雑事記所

同年七月十五日、この日より九月十七日まで、檜前貞則が奉造醍醐寺御仏行事所において漆工に奉仕する。 上日の認可は十二月七日。(本年九月二十五日付上日注進文(類聚符宣抄所収)。史料一ノ六、五九二~三

15

同年七月十九日、宇多法皇崩御

同年九月二十四日、朱雀天皇、先帝周忌のために、醍醐寺に金彩阿弥陀仏、観音・大勢至菩薩、及び金字法華経・ 阿弥陀経等を本堂 (釈迦堂) に安置し、御斎会を修する。 [日本紀略、吏部王記逸文 (醍醐寺雑事記所引)

ほか。史料一ノ六、五七五~七頁)

同年九月二十八日、重明親王、明日の僧供料として米十石を醍醐寺に送る。また、代明親王と共に醍醐寺に赴き、 鐘楼に上って新鐘を見る。〔吏部王記逸文 ( 醍醐寺雑事記所引 )。史料一ノ六、五七七頁〕

同年九月二十九日、醍醐天皇国忌を醍醐寺に修する。( 吏部王記逸文 ( 醍醐寺雑事記所引 ) ほか。 史料一ノ六、五 道賢上人冥途記』・『日蔵夢記』 備考 (続)

#### 七七一八〇頁

同年九月三十日、代明親王、重明親王とともに醍醐寺鐘楼に上り、鐘声を聞く。〔吏部王記逸文(醍醐寺雑事記所 引) ほか。史料一ノ六、五七九頁)

同年十一月三日、代明親王、皇太后穏子の令旨により、醍醐寺塔造立の支度を、延賀に勘進させる。〔 慶延記、 吏

部王記逸文 (醍醐寺雑事記所引)。史料一ノ六、五八五~六頁)

清涼殿を改造する。一説に、醍醐寺に移し建てるという。(江談抄四)

醍醐

寺縁起。史料一ノ六、五八六~七頁〕

同年十一月七日、去年の落雷により、

同年十二月八日、皇太后穏子、醍醐寺造塔のことを令し、延賀法師に五重塔及び一重塔の支度を勘申させる。 部王記逸文 (醍醐寺雑事記所引)。史料一ノ六、五八六頁) 一吏

承平二年 (九三二) 九月二十八日、皇太后穏子、醍醐天皇のために、醍醐寺において新写四巻経を供養する。 は醍醐天皇の手書で、「去年御斎会法花之余」であった。 (吏部王記逸文 (醍醐寺雑事記所引)。 史料一ノ 料紙

六、六五八~九頁〕

同年九月二十九日、醍醐天皇国忌。 六、六五九頁) 醍醐寺において諷誦を修する。〔吏部王記逸文(醍醐寺雑事記所引)。史料一ノ

承平三年(九三三)十月三日、左大臣藤原忠平、封戸四十五戸(信濃二十戸、讃岐二十五戸)を醍醐寺に施入し、 付公文所勘文 (慶延記所収)。史料一ノ六、七五五~六頁) 造構を急がせる。〔吏部王記逸文 (醍醐寺雑事記所引)、同日付藤原忠平施入状 (醍醐寺新要録所収)、同日

承平四年(九三四)七月十三日、後山階陵の陵戸及び徭丁を醍醐寺に寄進する。〔同日付宣旨(慶延記所収)。

同年九月二十一日、醍醐寺座主貞崇の上奏により、同寺に金剛界業の年分度者一人を加え置く。〔同日付太政官符

・本年十月二十九日付僧綱牒 (醍醐寺要書所収)。史料一ノ六、八〇四~六頁)

|承平六年(九三六)| 三月二日、霊治を醍醐寺定額僧に補す。( 醍醐寺三綱次第。史料一ノ七、七四頁)

同年三月四日、右大臣藤原仲平、醍醐寺塔に、塔心柱六枝を施入する。〔吏部王記逸文(醍醐寺雑事記所引)。

ーノ七、二二~三頁)

同年三月十三日、右大臣藤原仲平、代明親王等、山科に会して醍醐寺塔心柱を曳く。〔吏部王記逸文(醍醐寺雑事

同年八月十日、中宮職、醍醐寺に封戸五十戸 (上野国二十五戸、伊予国二十五戸)を施入する。 (同日付施入状

( 醍醐寺要書所収 )。 史料一ノ七、三八~九頁)

記所引)。史料一ノ七、二二~三頁]

●承平七年 (九三七) 三月二十九日、醍醐寺造塔推進の中心であった中務卿代明親王が薨去する。〔日本紀略ほか。

史料一ノ七、一〇六頁以下〕

同年四月二十日、醍醐寺宝塔院領として、摂津国嶋下郡内の吉志庄田十七町余が見える。 原忠紀の所領であったが、中宮 (藤原穏子か) に売却されて立券されたのち、醍醐寺に寄進されたという。 同庄は、はじめ下野守藤

〔慶延記。 史料一ノ七、一六九~七〇頁〕

道賢上人冥途記』・『日蔵夢記』 備考 (続)

同年八月三日、醍醐寺上座延賀、代明親王薨去後の同寺造塔行事を重明親王に請う。親王・源氏等、 助成を約す。

道賢上人冥途記』・『日蔵夢記』備考(続)

〔吏部王記逸文(醍醐寺雑事記所引)。史料一ノ七、一〇六頁〕

同年十月二十八日、重明親王、任中務卿の慶を醍醐天皇陵等に奉告する。これに先立ち、 醍醐・願興両寺に諷誦を

修する。( 吏部王記逸文 ( 醍醐寺雑事記所引 )。 史料一ノ七、一四二頁 )

天慶元年(九三八)三月二十九日、故中務卿代明親王の一周忌法会を醍醐寺に修する。〔吏部王記逸文 (醍醐寺雑 事記所引)。史料一ノ七、一九二頁〕

同年十月二十七日、摂政藤原忠平、明春に法華三昧堂を造ることを命ずる。〔吏部王記逸文本年十一月十三日条

天慶二年 ( 九三九 ) 二月十四日、摂政藤原忠平、中務卿重明親王らと議り、朱雀院領伊勢国曾根、安芸国牛田二庄 (醍醐寺雑事記所引) ほか。史料一ノ七、三九三~四頁)

の地子を醍醐寺法華三昧堂料として施入する。〔吏部王記逸文天慶元年十一月十三日、本年二月七日・八日

18

・十四日条(醍醐寺雑事記所引)。 史料一ノ七、四一四~六頁)

天慶五年(九四二)二月十五日、醍醐寺実録帳を作成する。〔慶延記。史料一ノ八、一四八~九頁〕

同年六月三日、延賀の死欠により、法洞を醍醐寺上座に、また定均を同寺主に、それぞれ補任する。〔醍醐寺三綱 次第。史料一ノハ、一八二頁〕

同年七月二十日、近江国の正税 ( 利稲一万束 ) をもって、醍醐寺法華三昧堂料に宛てる。 ( 同日付太政官牒 ( 慶延

記所収)。史料一ノハ、一四七頁)

同年七月二十日、大和国の正税をもって、醍醐寺法華三昧堂の灯油料 ( 毎日三合 ) に宛てる。 ( 同日付太政官牒 (慶延記所収)。史料一ノハ、一四七~九頁)

同年八月十四日、醍醐寺御願法華三昧堂の年料雑物を定める。〔慶延記。 史料一ノハ、一五三~五頁〕

同年十二月二十七日、醍醐寺実録帳を作成する。〔慶延記。史料一ノ八、一四八~九頁〕

同年、天慶五年実録帳に、醍醐寺四面の大垣の記述がある。 〔醍醐寺要書〕 天慶六年(九四三)正月二十五日、同日付の、醍醐寺曾禰庄の四至帳ならびに寄人等交名、及び惣検校大炊允平清

真日記のことが見える。〔慶延記。史料一ノ八、三〇三~四頁〕

同年三月十九日、醍醐寺座主仁皎、山科住人得永の願により、田畠二十一町余を、 同寺末寺成覚寺に施入する。

〔慶延記。史料一ノ八、三〇四頁〕

同年四月八日、長成を、醍醐寺都維那に補任する。[ 醍醐寺三綱次第。 史料一ノ八、三〇四頁]

天慶七年(九四四)七月三日、大法師壱定を、醍醐寺座主に補任する。〔醍醐寺座主次第。史料一ノハ、三七七頁〕

19

同年八月十六日、同日付の醍醐寺領曾禰庄公文実録目録のことが見える。( 慶延記。 史料一ノ八、四二一頁)

同年八月二十二日、同日付の醍醐寺領安食庄公験のことが見える。〔慶延記。史料一ノ八、四二二頁〕

同年閏十二月十三日、同日付の醍醐寺に関する「雑文書」のことが見える。〔慶延記。史料一ノ八、四二一頁〕

天慶八年(九四五)三月十一日、醍醐寺僧の年分巡給の次第を定める。〔醍醐寺要書。史料一ノ八、五六五~六頁〕

同年三月十六日、同日付の、醍醐寺に関する「朱雀院御牒」のことが見える。〔 慶延記。 史料一ノハ、五六六頁〕

同年十二月十一日、朱雀上皇、醍醐寺に封戸五十烟 (甲斐国二十五烟、播磨国二十五烟) を施入する。 (同日付施 天慶九年 (九四六) 五月十三日、同日付の上醍醐寺実録帳のことが見える。 (慶延記。 史料一ノ八、八七九~八〇頁)

入状(醍醐寺要書所収)、慶延記。史料一ノ八、七四五~七頁)

道賢上人冥途記』・『日蔵夢記』 備考 (続)

天慶年中 (九三八~四七)、大法師定助、 八月十七日付僧綱牒及び天禄二年二月十九日付太政官牒 (醍醐寺要書所収)。史料一ノ八、六一〇~一二 故醍醐天皇の「倍増法楽」のために醍醐寺に東院を建立する。〔安和二年

頁、同一ノー三、三〇八~九頁〕

天暦元年(九四七)二月九日、醍醐寺座主権律師壱定寂する。〔醍醐寺座主次第ほか。史料一ノ八、九〇二頁以下〕

同年二月二十七日、大法師定助を、醍醐寺座主に補任する。( 醍醐寺座主次第ほか。 史料一ノハ、九一五頁)

同年四月二十三日、朱雀上皇、醍醐寺に御幸する。〔日本紀略ほか。史料一ノ八、九三九~四〇頁:

同年六月二十日、朱雀上皇、醍醐寺に釜一口を施入する。〔醍醐寺要書、慶延記。史料一ノ九、五~六頁〕

同年閏七月十七日、醍醐寺に関する、同日付の宣旨のことが見える。〔慶延記。史料一ノ九、一五六頁〕

同年八月九日、醍醐寺の年分度者は、試度の後三年間は上寺に籠居して御願を修せしめることとする。〔同日付太 政官牒及び天暦二年正月十六日付僧綱牒 ( 醍醐寺要書所収 ) ほか。 史料一ノ九、九四~七頁 )

20

同年八月十五日、定均の辞退により、長成を醍醐寺寺主に、また長慎を同寺都維那に補任する。〔醍醐寺新要録。

史料一ノ九、一五九頁〕

同年十二月二十七日、清涼殿を壊して醍醐寺に運ばんとする。〔貞信公記抄、史料一ノ九、一八〇頁〕

天暦二年 (九四八) 二月二十八日、朱雀院領伊勢国曾禰庄を醍醐寺に施入する。 (天暦七年八月五日付民部省符

(慶延記所収)。史料一ノ九、一八六~七頁)

同年三月二十日、先年醍醐寺に安置の先帝醍醐の御持仏に、毎月六節及び十八日に、香華を供し奉らせる。( 醍醐 寺要書、慶延記。史料一ノ九、一九四頁)

同年三月二十六日、近江国運進の醍醐寺三昧堂年料米の剰余分を、永く同堂ならびに僧房の修理、 及び雑具舗設等

の料に充てさせる。〔醍醐寺要書。史料一ノ九、一九六頁〕

|天暦三年 (九四九)||三月、清涼殿の材をもって、醍醐寺に法華三昧堂を建立する。〔日本紀略ほか。史料一ノ九、

三五〇~四頁

同年四月十六日、同日付の醍醐寺領伊勢国曾禰庄公験寺家請文のこが見える。〔慶延記。史料一ノ九、五〇五頁〕

同年八月十四日、藤原忠平薨去。

同年十二月七日、醍醐寺久住有労の真言修学僧をもって、年中臨時第二所欠諸国講読師一人に補任することとす

る。(同日付太政官牒及び天暦四年三月十七日付僧綱牒 (醍醐寺要書所収) ほか。史料一ノ九、四九二~四

天暦五年 (九五一) 九月十五日、醍醐寺領伊勢国曾禰庄の租税、雑役を免じる。 (同日付太政官符 (醍醐寺雑事記 所収)、慶延記。史料一ノ九、七〇八~一〇頁]

同年十月、醍醐寺五重塔成るも、女御藤原慶子卒去により、落慶供養を延引する。〔醍醐寺雑事記、 醍醐寺新要

史料一ノ九、七七二~四頁)

●天暦六年 (九五二) 八月十五日、朱雀上皇崩御

同年八月二十一日、朱雀上皇の遺骨を醍醐寺の東に葬り奉る。醍醐寺座主定助等、相従う。〔吏部王記逸文本年八

月二十日・二十一日条 (醍醐寺雑事記所引) ほか。史料一ノ九、八三八~四三頁]

同年十月二日、太皇太后穏子、銀阿弥陀仏像を塔中に安置し、金字法華経を新写して、醍醐寺に朱雀天皇七七日忌

道賢上人冥途記』・『日蔵夢記』 備考 (続)

道賢上人冥途記』・『日蔵夢記』 備考 (続)

法会を修する。〔吏部王記逸文(醍醐寺雑事記所引)、朱雀院四十九日願文(本朝文粋所収)ほか。 史料ーノ

九、八四七~五一頁:

同年十二月二日、醍醐寺五重塔の落慶供養がある。〔慶延記、 醍醐寺座主次第ほか。史料一ノ九、八五八~九頁)

天暦七年(九五三)三月八日、勅命により、元杲を醍醐寺定額僧に補任する。〔西宮記。史料一ノ九、九一九頁〕

同年八月五日、醍醐寺領伊勢曾禰荘を不輸租田となす。 また同加賀高羽荘及び治田荘に官荘符を賜う。〔同日付民

部省符 (慶延記所収)、慶延記。史料一ノ十、一~三頁)

同年九月七日、「一切経官符」が発給される。〔慶延記。史料一ノ十、三四頁〕

●天暦八年(九五四)正月四日、太皇太后藤原穏子崩御。

同年七月十四日、内蔵寮より醍醐・法性両寺に盆供八〇口を送る〔村上天皇御記 ( 西宮記所引 )。 史料一ノ十、八

同年五月十八日、醍醐寺座主定助に請雨経法を修せしめる。〔祈雨日記。史料一ノ十、八一~二頁〕

七頁〕

●同年九月十四日、重明親王薨去。

天徳元年 (九五七)四月十三日、 天徳三年 (九五九) 十一月二十一日、 醍醐寺座主定助寂する。〔日本紀略ほか。史料一ノ十、三二七頁以下〕 醍醐寺座主仁皎寂する〔日本紀略ほか。史料一ノ十、五八三頁以下〕

天徳四年 (九六〇)、権律師観理を、醍醐寺座主に補任する。[ 醍醐寺座主次第。 史料一ノ十、八一七頁]

応和三年 (九六三) 七月十四日、 内蔵寮より醍醐・法性両寺に盆供を送る。 (村上天皇御記 (小右記長和二年七月

三日条・権記長保二年七月十三日条所引)ほか、史料一ノ十一、二六五~六頁)

康保元年 (九六四) 十二月十三日、醍醐寺、山城国に牒して、後山科陵陵戸田を永く寺領となさんことを請う。

〔同日付醍醐寺牒 ( 慶延記所収 )。史料一ノ十一、五三二~四頁 〕

同年十二月二十六日、近江守藤原国光の請により、私稲を加挙して、上醍醐寺観音堂灯分料に充てさせる。〔同日

付太政官符(慶延記所収)。史料一ノ十一、五三七~八頁)

康保二年(九六五)七月十四日、明済を、醍醐寺都維那に任じる。〔醍醐寺三綱次第。史料一ノ十一、六四五頁〕

同年八月八日、醍醐寺領伊勢曾禰荘の国衙検田段米供給を停め、寄人、荘司の臨時雑役を免除し、浪人を同荘に寄

せる。〔慶延記。史料一ノ十一、六〇八~九頁〕

同年十二月二十六日、定基を、醍醐寺寺主に任じる。[ 醍醐寺三綱次第。 史料一ノ十一、六四五頁]

康保四年(九六七)六月三十日、故村上天皇五七日誦経使を醍醐寺ほか七箇寺に派遣する。〔本朝世紀。

十二、三二~二頁〕

安和二年 ( 九六九 ) 正月二十三日、醍醐寺東院を御願寺となし、供僧三口を置く。 〔同日付僧綱牒 ( 醍醐寺要書所 安和元年(九六八)十月五日、醍醐寺領伊勢曾禰荘の租税のことを定め、荘司・寄人等の雑役を免除し、 せる。〔慶延記。史料一ノ十二、二五二~三頁〕

収) ほか。 史料 - ノ十二、 三二一 ~ 三頁〕

同年閏五月十三日、清朗を醍醐寺都維那に任じる。[ 醍醐寺三綱次第。 史料一ノ十三、七四頁] 同年閏五月三日、定基を醍醐寺上座に、また明済を同寺寺主に任じる。[ 醍醐寺三綱次第。 史料一ノ十三、七四頁]

同年十月二十八日、右大臣藤原在衡、職封戸を醍醐寺に施入する。〔日本紀略、朝野群載。史料一ノ十三、五二~

道賢上人冥途記』・『日蔵夢記』 備考 (続)

史料ーノ

道賢上人冥途記』・『日蔵夢記』 備考 (続)

#### 四頁

天禄二年 (九七一) 二月十九日、醍醐寺東院の供僧を補す。〔同日付太政官牒 (醍醐寺要書所収)。史料一ノ十三、

三〇八~九頁〕

天禄三年 (九七二)四月二十八日、平稠を醍醐寺寺主に任じる。 (醍醐寺三綱次第。史料一ノ十四、二三〇頁)

余年の間に注目すると、醍醐天皇ゆかりの人物たちが、醍醐寺の造営や経済的援助等にも深く関与していたことが判 が崩御した延長八年 (九三〇) 九月から、現存五重塔が完成、供養を見た天暦五・六年 (九五一・九五二) の約二〇 聖宝によって創建された醍醐寺が、醍醐天皇在位中に同天皇の御願寺になったことは周知の事実であるが、 同天皇

明する。今、それらを人物別に整理して示すと

- 宇多院 (父)
- 醍醐天皇の「抜苦得道」のため、醍醐寺ほか七箇寺にて諷誦
- 藤原穏子 (中宮、ついで皇太后・太皇太后)

醍醐天皇七七忌法会主催

塔の造営を推進

醍醐天皇のために、新写四巻経を供養

封戸五十戸を施入

代明親王 (醍醐天皇第三皇子)

鋳鐘に尽力

塔の心柱を曳く

重明親王 ( 醍醐天皇第四皇子。 藤原忠平・師輔の女との間にそれぞれ子がある)

鋳鐘の料銭一万を送る。

醍醐天皇のために盆供を奉送

醍醐寺での醍醐天皇国忌に僧供料として米十石を送る

代明親王薨去後、造塔を推進

醍醐天皇一周忌御斎会を醍醐寺に修する

朱雀天皇・朱雀上皇 (醍醐天皇第十一皇子。母は穏子。後宮の一人は保明親王女の熙子)

封戸五十烟を施入

釜一口を施入 醍醐寺御幸

朱雀院領伊勢国曾禰荘を施入

左大臣藤原忠平 (時平の弟。穏子の兄)

封戸四十五戸を施入

法華三昧堂の造営と、同堂への朱雀院領の地子施入

右大臣藤原仲平 (時平の弟。忠平・穏子の兄) 『道賢上人冥途記』・『日蔵夢記』備考(続)

## 塔の心柱六枝を施入

### 女の礼木フ木を

整理・記述した具体的な人物名と注記に示された人物たち 辺」(『文学・史学』 所引「式部卿重明親王記」) を意識する一方で、醍醐寺造営に尽力した一面は、勝部香代子「天神信仰と醍醐天皇周 ついては、 皇と道真の怨霊については、古来『大鏡』の記事が著名。また藤原忠平らの兄弟・姉妹たちと道真の怨霊との関係に 生の朱雀院などの関与 のであると同時に、これが延いて菅原道真の怨霊対策にもかかわる一面があったことが注意されるのである(朱雀天 |右の年表中の表現では「親王」と「源氏」。『本朝皇胤紹運録』参照) の結束による一面もあるが、 前掲拙稿「怨霊の幻影」参照)。なお、 もとより醍醐寺の造営は、 第二集、昭和五十五年五月)に、やや簡潔ながらすでに指摘されている が自ずから示しているように、この時期の造営経過そのものが、 鋳鐘と造塔とに典型的に現れているように、醍醐天皇の多数の皇子たち 重明親王についても、「太宰菅帥霊」(『扶桑略記』延長五年十月条 とりわけ、中宮藤原穏子とその兄弟たち、 醍醐天皇追善に関わるも 他面では、 また穏子所 右に

成していたと推定される醍醐寺釈迦堂について、『慶延記』は な傍証をさらに付加したい。すなわち第一に、醍醐天皇在位中のことではあるが、延長四年 ( 九二六 ) 暮までには完 醍醐寺史のうちに、菅原道真の怨霊の問題が登場するのは、はなはだ唐突のようだが、この点については次のよう

延喜御宇、初立保明親王為皇太子、数年之後薨逝、次立慶頼王 建立下醍醐寺釈迦堂、 其後朱雀村上両帝相続、 以来延喜皇胤于今系継云々、出旧記 保明御子 為皇太子、又以薨了、仍為祈皇胤相

と述べて、同堂が、これまた道真の怨霊の祟りと目された皇太子保明親王と慶頼王との相次ぐ夭折 ( 前者は延喜二十

三年 = 延長元年〔九二三〕三月二十一日、享年二十一歳。 後者は延長三年〔九二五〕六月十九日、 享年五歳)

同記 ( 吏部王記 竹居注 ) 云、貞信公、依先年図、奉造大門

に発願・建立されたとしていること、さらには

との関係も知られる点がある とも記して、釈迦堂の大門は貞信公こと藤原忠平の造立としており、既述の年表の表面には現れない、 忠平と醍醐寺

を大和長谷寺観音に祈願している事実 (前掲8) は、ただちに菅原道真生前の仏教信仰 第二には、醍醐寺の造営や追善仏事に尽力した重明親王その人が、一方で、醍醐天皇崩御の前月に、 中心は、やはり観音信仰 天皇病気平癒

たことを示していると考えられる(なお、大和長谷寺における天神信仰の諸相については周知の通りであり、 満宮』上巻所収、昭和五十年三月)、親王による、一連の父天皇追善事業の根底に、道真の問題が無関係ではなかっ を想起させるものがあり ( 田村圓澄 「 菅原道真の仏教信仰」、太宰府天満宮文化研究所編 『菅原道真と太宰府天

仰生成の最初期の興味深い事例とも言えよう)。

に盆供を送っていることにも通じるものがあり、かつは前掲拙稿「怨霊の幻影」で指摘した法性寺の造営当初の性格 をも考慮に入れると、醍醐寺にも同様な性格が看取できる、というのが私の結論である ( もとより、その性格の一面 は、この醍醐寺と法性寺とのペアの関係に着目すると、やや後のことではあるが、村上天皇が、内蔵寮を通じて両寺 れている事実がある (『日本紀略』) ことが注意される。後者の意図は史料の表面には現れていないが、さしあたり 向によるものであろう)、翌承平七年十二月二十九日には、同じ中宮職によって、法性寺において仏経供養が行なわ さらに第三には、承平六年 (九三六) 八月の、中宮職による、醍醐寺への封戸施入に関して (実質は藤原穏子の意

道賢上人冥途記』・『日蔵夢記』 備考 (続)

#### である)。

皇追善と菅原道真の怨霊対策とが表裏一体の関係で存在し、その意味合いで醍醐天皇の子息たちの結集の場であった は隠蔽した記述になっていることが改めて注意されるのである。 しかしながら、そのことを強調すればするほど、問題の『冥途記』・『夢記』が、そうした事実をほとんど無視ないし このように、醍醐寺の性格に関しては、少なくとも下醍醐寺伽藍創建間もない頃の一時期、一面において、 藤原氏で言えば、忠平創建の法性寺に相当するもの であったこと、を強調したいのが本項の趣旨であるが、 醍醐天

醐寺座主に任じられていた 補任』、『醍醐寺座主次第』) さらに、醍醐寺史において、先に注目した二十余年間とほぼ平行して、そのうちの最初の三分の二ほどの期間に醍 具体的には延長八年 (九三〇) 二月より、晩年に至るまで「在任十四年」(『東寺長者 僧貞崇についても、同様なことが言えるようである。項を改めて検討してみよう。

## 三) 真言僧貞崇の事績

集』にみる説話の変容 れる貞崇の事績を年譜の形で提示しておくことにする。 まずは、 既往の勝部香代子「天神信仰と醍醐天皇周辺」(前掲)、松本公一「稲荷明神と北野天神 」(『朱』第三九号、平成八年三月) に拠りながら、管見による増補を加えて、 確実と思わ 溪嵐拾葉

貞観六年 (八六四)、生誕。〔醍醐寺座主次第。 密宗血脈鈔は貞観八年誕生とし、その他、 享年を七十九歳とする諸

書からの逆算によっても貞観八年となるが、天慶六年貞崇上表文(扶桑略記所収)の「於是歯八旬」 の一節

昌泰二年 (八九九)、東寺廿僧を謝し、金峯山に籠る。以後、「出山之思」を絶つこと「三十余年」という。 〔天慶 からは、貞観六年生誕説をとるべきであろう〕

延喜二年 (九〇二) 九月二十三日 (一説、二十二日)、聖宝より伝法灌頂を受ける。( 真言伝法灌頂師資相承血脈、 密宗血脈鈔、東寺長者補任〕

六年貞崇上表文 (扶桑略記所収)]

延長五年 ( 九二七 )、頻りに恩詔を蒙り、にわかに禁中に候する。その後、天慶六年に至るまでの「十七箇年」、醍 ・朱雀二代に奉仕する。(天慶六年貞崇上表文 (扶桑略記所収)。史料一ノ六、五八頁)

延長六年(九二八)正月六日、左大臣藤原忠平に命じて、醍醐寺延正法師とともに、貞崇法師を内供奉十禅師に補 任する。(醍醐天皇御記逸文 (醍醐寺雑事記所引)。 東寺長者補任が延喜十六年正月六日のこととするのは、

29

同年六月十七日、東寺入寺に補任される。(東寺長者補任)

誤りであろう

延長八年(九三〇)二月二日、醍醐寺座主に補任される。以後、在任十四年に及ぶ。〔醍醐寺座主次第、東寺長者 補任、密宗血脈鈔。東寺長者補任には、別に天慶元年二月十二日補任とする記事も見えるが、誤り〕

同年六月二十九日、醍醐天皇不予により、貞崇法師を召して読経させる。[ 古今著聞集巻一、吏部王記逸文 ( 花鳥 崇法師」が火雷天神と問答した話を収める〕 余情所引)、元亨釈書。 史料一ノ六、二六四~五頁。なお古今著聞集巻二にも、「承平元年の夏の比」に「貞

道賢上人冥途記』・『日蔵夢記』 備考 (続)

同年十月十日、醍醐天皇を後山科山陵に葬り奉る時の「凡僧十八人」の一人に貞崇の名が見える。〔吏部王記逸文

慶延記所引)。史料一ノ六、三五九~七〇頁)

同年十一月十五日、醍醐寺における醍醐天皇七七日法会に際し、 読師を勤める。〔吏部王記逸文 ( 醍醐寺雑事記所

引)。史料ーノ六、三七七~八頁)

承平元年 ( 九三一 ) 六月三日、醍醐天皇の遺詔を承けた醍醐寺座主貞崇の上奏により、醍醐寺に年分度者二人を置

く。〔同日付太政官符及び本年七月二十一日付僧綱牒(醍醐寺要書所収)、吏部王記逸文本年六月二十四日条

( 醍醐寺雑事記所引)。 史料一ノ六、四五四~六頁)

同年九月二十四日、醍醐天皇の周忌法会を醍醐寺に修した際、貞崇が読師を勤める。〔吏部王記逸文 (醍醐寺雑事

記所引)。史料一ノ六、五七五~七頁!

承平二年 (九三二) 二月十四日、貞崇禅師、金峯山の故事を述べる。〔吏部王記逸文 (九条家本諸山縁起・古今著

聞集所引)]

同年九月十三日、権律師に補任される。〔貞信公記抄、興福寺本僧綱補任、東寺長者補任、 密宗血脈鈔〕

同年十月二十四日、明日の大嘗会御禊行幸のための七箇寺諷誦に際して、祈願する。〔吏部王記逸文(九条家本大

嘗会御禊部類記所引)]

承平三年 (九三三) 十月二十日、東寺長者に補任される。(東寺長者補任、 興福寺本僧綱補任。史料一ノ六、七五

なお、 醍醐寺座主次第は、 同日付で薬師寺別当補任とする

承平四年 (九三四) 正月八日、後七日御修法の阿闍梨を勤める。 (東寺長者補任、 後七日御修法阿闍梨名帳。 史料

### 一ノ六、七七三頁)

同年九月二十一日、醍醐寺座主貞崇の上奏により、同寺に金剛界業の年分度者一人を加え置く。〔同日付太政官符

・本年十月二十九日付僧綱牒 (醍醐寺要書所引)、醍醐寺座主次第。史料一ノ六、八〇四~六頁)

承平五年 (九三五) 十月十二日、律師に転任する。〔興福寺本僧綱補任。史料一ノ六、九四四~六頁。東寺長者補

承平七年(九三七)正月八日、後七日御修法の阿闍梨を勤める。時に東寺二長者。〔東寺長者補任、 後七日御修法

阿闍梨名帳。史料一ノ七、九二頁〕

任は、本年十二月十二日とする〕

同年正月十四日、御斎会内論義に、貞崇が灑水する。( 吏部王記逸文 ( 御質抄所引)、台記久安六年正月十四日条 史料一ノ七、九三~四頁〕

天慶元年(九三八)六月二十二日、五畿七道の「高名神五十四社」に各度者一人を奉る状に、貞崇律師が祈り申 す。〔貞信公記抄。史料一ノ七、二三二頁〕

同年八月二十七日、権少僧都に補任される。〔本朝世紀、興福寺本僧綱補任、東寺長者補任、密宗血脈鈔。 史料

ノ七、二六〇~二頁〕

天慶二年(九三九)正月八日、後七日御修法の阿闍梨を勤める。時に東寺二長者。〔東寺長者補任、 後七日御修法

阿闍梨名帳。史料一ノ七、四〇六頁〕

同年正月十四日、御斎会内論義に、貞崇が灑水する。〔吏部王記逸文 ( 御質抄所引 )、台記久安六年正月十四日条、

史料一ノ七、四〇八~九頁)

道賢上人冥途記』・『日蔵夢記』 備考 (続)

天慶四年 (九四一) 八月二十六日、太政大臣藤原忠平、極楽寺において一切経を供養する。請僧の一人として貞崇

の名も見える。(本朝世紀。史料一ノ七、九五五~八頁)

同年九月二十九日、宮中清涼殿における、醍醐天皇国忌において、請僧の一人として権少僧都貞崇の名も見える。

[西宮記。史料一ノハ、二〇~一頁]

天慶五年(九四二)正月八日、後七日御修法の阿闍梨を勤める。〔東寺長者補任。史料一ノ八、六六頁〕

同年四月二十五日、同日付の東寺伝法供家牒 (東寺文書) に、検校として権少僧都「貞崇」の自署が見える。[史

料一ノハ、一一五~六頁〕

同年九月二十九日、宮中清涼殿における醍醐天皇国忌に、権少僧都貞崇が奉仕する。〔西宮記。史料一ノ八、 — 五

九頁]

同年十一月以後、東寺寺務を勤める。〔東寺長者補任、密宗血脈鈔〕

同年十二月十九日、金剛峰寺座主に補任される。〔東寺長者補任。史料一ノ八、一七三頁。 高野春秋は十二月二十

九日に作る〕

天慶六年(九四三)正月八日、後七日御修法の阿闍梨を勤める。時に東寺一長者。〔東寺長者補任、後七日御修法

阿闍梨名帳。史料一ノハ、一九一頁)

同年、 辞表を上る。辞表の作者は菅原文時。〔少僧都貞崇上表文(扶桑略記所収)。史料一ノ八、三〇一~二頁〕天 慶七年 (九四四) 六月二十一日、逆修を修する。〔天慶八年六月二十一日付逆修願文 (願文集所収)。史料一

ノハ、三七八~八〇頁)

親王との関係、天慶六年の貞崇上表文の作者が菅原文時であること等々を踏まえて、天神信仰の萌芽・発展の一翼を になった人物と位置付けられたのが勝部香代子氏の「天神信仰と醍醐天皇周辺」( 前掲 ) であった。 以上のような事績が知られる貞崇について、右の年譜の形での整理では必ずしも明確には現れない関連史料をもた 醍醐天皇の身近に祗候し、天皇崩御前後の仏事にも参加していたこと、『吏部王記』ならびにその記主重明

げに隠れて」〔『神道大系月報』2掲載、昭和五十三年四月〕。 なお拙稿「日蔵伝展開の一側面 能性を示唆され、『冥途記』成立に貞崇その人が深く関わっていたと推測する見方もある(笠井昌昭「天神縁起のか また勝部氏より先に、中野玄三氏は、「北野天神縁起日蔵六道廻りの段の成立について」(『仏教藝術』 昭和三十七年九月) において、日蔵と貞崇との経歴の相似から、『冥途記』は貞崇の事跡に仮託して作られた可 とくに真言密教と

がたいが、その問題とは別に、史実として貞崇が道真の怨霊に積極的に関わり、天神信仰の形成に一役買っていたら

以上の諸説にもかかわらず、『冥途記』や『夢記』の成立と貞崇との関係については、現段階ではなお断案を下し

」 [『古代文化』第二九巻六号掲載、昭和五十二年六月〕も、後者と同様な意見を述べた)》

しいことは認めてよいものと思われる。

は その上で、しかしながら、問題となるのは、貞崇が、果たして道真の怨霊の恐怖を煽る側であったのか、 その恐怖を鎮める 両者は表裏一体であって、二者択一的に限定しがたいものがあるが、その立場や事績を冷静に振り返ってみる限 ここでは、醍醐天皇の追善を通じての 側であったのか、ということであろう。 それと

『道賢上人冥途記』・『日蔵夢記』 備考 ( 続 )

## 『道賢上人冥途記』・『日蔵夢記』備考(続)

IJ とりわけ小論において強調した醍醐寺の性格、ならびに醍醐寺における貞崇の立場をも考慮に入れるならば

やはり後者が、より真相に近いのではあるまいか。

る事実、そしてまた、両書ともに共通するモチーフとして、醍醐天皇に堕地獄の苦しみを味わわせている事実をこそ が、(二)の項に登場した、醍醐寺の開山聖宝 (『夢記』の表記は「正宝」) や、醍醐寺初代座主観賢を登場させてい して、 注視して、延いて、その意味を考察してみる必要があるのではなかろうか。 とすると、『冥途記』や『夢記』が、(一)・(二)・(三) に分けて提示してきた諸々の史実に反して あるいは隠蔽して、と言うべきか 、貞崇の名を一度たりとも登場させない一方、『夢記』のみにではある 史実を無視

### むすび

記述に終始してしまった。もとより、「無視」ないし「隠蔽」の事実の認定、また「無視」ないし「隠蔽」の内容そ 作業結果内容を踏まえて、一つの問題提起を試みた次第である。意とする所をおくみ取りいただきたく思うととも のものの全体を漏れ無く確定することは、原理的には不可能な面もあるが、ここでは一般論としてではなく、 されているのではないか、ということを示さんがために、大部分が史実の列挙となり、かつはまた、まことに迂遠な 以上、本稿では、『冥途記』・『夢記』 冒頭にも掲げた別稿と併せ、今だに未解明の点が少なくない両書の成立の背景や制作意図の究明の手掛かりの一 の性格究明の一環として、ある史実が両書においては「無視」 ないし「隠蔽」 今回の

つにもなれば幸甚である。